

◎ 後継者から第三者に経営移譲のやり直し又は分割移譲をした場合の加算付年金への年金額改定が行われる例  
 (注)昭和61年4月1日以降に経営移譲した受給権者に限る。

◆ (1)欄は、経営移譲年金証書の記号番号を転記すること。

◆ (2)欄は、この届書の内容を本人に代わって記載したときは、必ず、本人に記載内容の確認をさせること。

◆ (3)欄は、該当する元号の番号を○で囲み、生年月日が1桁の場合は前に「0」を記入すること。

◆ (6)欄は、第三者に対してやり直し経営移譲した農地等の最終処分年月日を記入すること。

◆ (7)欄は、届出者の経営移譲時の処分対象農地等のすべての面積(m<sup>2</sup>未満の端数は切り捨てる。)を記入すること。

◆ (8)欄から(12)欄は、(7)欄の処分対象農地等について、その処分ごとに該当する欄にその面積(m<sup>2</sup>未満の端数は切り捨てる。)を記入すること。

◆ (18)欄は、第三者に対して処分した特定処分対象農地等の面積(m<sup>2</sup>未満の端数は切り捨てる。)を記入すること。

◆ (19)欄は、届出者が特定処分対象農地等の全部の返還を受けて経営移譲のやり直しをした場合に自留地として残した農地等の面積を記入すること。

(様式第93号) 93号 1/2

処理コード 5455 01

### 農業者年金経営移譲年金改定事由該当届

(1) 経営移譲年金証書の記号番号	記号番号	1   2   3   4   5   6   7   8   9   0   1   2
(2) 氏名	(フリガナ)	ノウネン 太郎
(3) 生年月日	大正 1 年 月 日 昭和 ○ 0   9   0   9   1   2	
(4) 住所	郵便番号 1   2   3   4   5   6   7	東京 道 港区 西新橋1-6-21
(5) 届出年月日	令和 4 年 月 日	
(6) やり直し経営移譲終了日	平成 3 年 月 日	× 基金記入欄
(7) 当初の経営移譲の状況	面積	(9)と(11)の農地等のうち経営移譲後の処分状況
(7) 当初の処分対象農地等	5,800 m <sup>2</sup>	(13) 取用等により処分した農地等(公共・災害・共同利用の農業用施設等)
処分対象農地等の処分状況	面積	(14) 第三者に対して処分した農地等(事業対象地の提供を含む)
(8) 所有権の移転(自作地)	300 m <sup>2</sup>	(15) 直系卑属に対して転用して処分した農地等(農業用施設・住宅用地等)
(9) 使用収益権の設定(自作地)	5,500 m <sup>2</sup>	(16) 代替農地等を後継者に対して処分した農地等
(10) 使用収益権の移転(小作地)	m <sup>2</sup>	(17) 譲受後継者へ再処分した特定処分対象農地等でない農地等
(11) 使用収益権の設定(小作地)	m <sup>2</sup>	
(12) 使用収益権の消滅及び取用等・災害による滅失等	m <sup>2</sup>	
当該返還を受けた農地等の処分状況	面積	(20) 第三者移譲のやり直しで受給権者が残せた農地等
(18) 第三者へ処分した農地等	5,000 m <sup>2</sup>	(10アール以内) (8)+(10)+(15)+(16)+(17)+(19)
(19) 自留地として残した農地等	300 m <sup>2</sup>	(21) 分割移譲のやり直し(75%以上・30アール以上) (18) / { (7) - ((12)+(13)+(14)) }
※ J A 記入欄	農林漁業団体統一コード 種別 経理形態 団体コード 0 9 9 9 9 9 TEL. 99-9999-9999	※ 受付印
★ 農業委員会 記入・確認欄	農業委員会の住所番号 都道府県 市区町村コード 9 9 9 9 9 TEL. 99-9999-9999 上記の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。 令和 1 年 5 月 7 日	★ 受付印
× 基金記入欄		× 受付印

旧農業者年金基金法施行規則第三十四条の三(一)

◆ (5)欄は、JAの受付年月日を記入すること。

◆ (13)欄から(17)欄は、特定処分対象農地等(9)の使用収益権の設定(自作地)及び(11)欄の使用収益権の設定(小作地)について、支給停止除外事由に該当する処分があった場合に、その処分ごとに該当する欄に面積(m<sup>2</sup>未満の端数は切り捨てる。)を記入すること。

◆ (20)欄は、特定処分対象農地等の全部の返還を受けて第三者に処分した結果について、加算付経営移譲年金の改定に該当するかどうかを判定する欄です。

なお、この場合、10アール(道南を除く区域にあっては、20アール)を超えると加算付年金への改定には該当しません。

◆ (21)欄は、特定処分対象農地等の一部の返還を受けて分割移譲の結果について、加算付経営移譲年金の改定に該当するかどうかを判定する欄です。

なお、この場合、処分対象農地等の30アール以上、かつ、75パーセントに満たないと加算付年金への改定には該当しません。

◆ ※欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること(なお、市区町村取扱いのところは種別「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること。)

◆ ★欄は、届書を受付けた農業委員会の都道府県・市区町村コードを記入し、必ず確認年月日を記入すること。